

千葉県告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、次のとおり千葉市長の権限に属する財産の管理に関する事務を本市の補助機関である職員に委任したので、同法第167条第3項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 委任した事務

千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業における再開発ビル「ウェストリオ2」（千葉市中央区新千葉一丁目4番2号）及び「新千葉公園ビル」（千葉市中央区新千葉二丁目2番2号）の管理を行うため、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定により構成される団体において行う千葉市所有の財産に関する事務

2 委任を受けた本市の補助機関である職員

千葉市副市長 鈴木達也

3 委任した日

令和2年4月1日